

# 資料

- 1 鳥取市民健康づくり推進協議会設置要綱及び委員名簿
- 2 「健康づくりを語る会」委員名簿

## 1 鳥取市民健康づくり推進協議会設置要綱及び委員名簿

### (1) 鳥取市民健康づくり推進協議会設置要綱

#### (設 置)

第1条 自分の健康は自分で守る基本理念に基づき、健康に対する自覚と認識を高め、健康づくり運動を展開し、市民の健康と福祉の増進に寄与するため、鳥取市民健康づくり推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

#### (任 務)

第2条 協議会は、地域住民に密着した健康づくりの推進について企画及び調査を行う。

#### (組 織 及 び 任 期)

第3条 協議会は30人以内の委員をもって組織する。

2 委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

#### (役 員)

第4条 協議会に、会長1人、副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときはその職務を代理する。

#### (会 議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、在任委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会長は、会議に必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見及び説明を聴くことができる。

#### (部 会)

第6条 協議会に特別な事項を調査、研究させるため、運営部会を置くことができるものとする。

2 部会に属する委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によりこれを定める。

4 部会において調査研究した結果は、協議会に報告し、承認を受けなければならない。

#### (庶 務)

第7条 協議会の庶務は、健康こども部において行う。

#### (委 任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

#### 附 則

- 1 この要綱は、昭和54年1月19日から施行する。
- 2 この要綱は、昭和57年6月1日から施行する。
- 3 この要綱は、平成12年11月1日から施行する。
- 4 この要綱は、平成18年8月30日から施行する。
- 5 この要綱は、平成20年10月20日から施行する。
- 6 この要綱は、平成29年10月20日から施行する。

## (1) 鳥取市民健康づくり推進協議会委員名簿

(順不同・敬称略)

氏 名	所 属	協議会役職
尾崎 舞	鳥取県東部医師会	会 長
油谷都々江	鳥取市食育推進員会	副会長
加藤 敏明	鳥取大学医学部	委 員
石谷 暢男	鳥取県東部小児科医会	委 員
清水 達哉	鳥取県東部歯科医師会	委 員
徳吉 淳一	鳥取県薬剤師会東部支部	委 員
土橋 周美	鳥取市自治連合会	委 員
外山 照野	鳥取市連合婦人会	委 員
田中 節哉	鳥取市社会福祉協議会	委 員
古井 孝幸	鳥取県国民健康保険団体連合会	委 員
林 有一	全国健康保険協会鳥取支部	委 員
植村 俊夫	鳥取市民健康づくり地区推進員連絡協議会	委 員
長谷川正敏	鳥取市民生児童委員協議会	委 員
平尾 昭一	鳥取市老人クラブ連合会	委 員
松下由加里	ゆうゆうとっとり子育てネットワーク	委 員
綱本 信治	市民代表	委 員
亀井 良博	市民代表	委 員

## 2 「健康づくりを語る会」委員名簿

(順不同・敬称略)

グループ	委員氏名	グループ	委員氏名
食生活	田中 啓子	タバコ・ アルコール	長谷高あけみ
	安木 玲子		西澤 壽恭
	浜谷 成子		森原 牧子
	村山 飛龍	歯	池本 薫理
	森下 孝雄		大江佐代子
運動	澤 晶子		山田 英広
	藤島 裕子		藤岡 悠子
	吉村 雅子	玉川 春花	
	森尾富美子	疾病の早期発見	谷尻 春美
	福田 公子		田中 慶子
	山口 公夫		沖 あかり
こころ	山田 泰彦		加藤 寛
	伊藤 邦子	丸林 健	
	山根 加恵		
	大黒 進		



第4期鳥取市健康づくり計画  
とっとり市民元気プラン2021  
令和3年3月

発行：鳥取市保健所

---

〒680-0845 鳥取市富安2丁目138-4 鳥取市役所駅南庁舎1階  
電話 (0857) 22-5163 FAX (0857) 20-3964  
Eメール：hokensoumu@city.tottori.lg.jp